

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会
ヒアリング資料

地域森林計画に係る協議事項の 見直しについて

平成28年8月8日
林野庁森林整備部計画課

検討の経緯

- 平成26年の地方分権有識者会議(提案募集検討専門部会)にて、地域森林計画に係る協議事項について議論。
- 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)」において、「森林施業の合理化に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の変更に合わせて結論を得る」とされたところ。

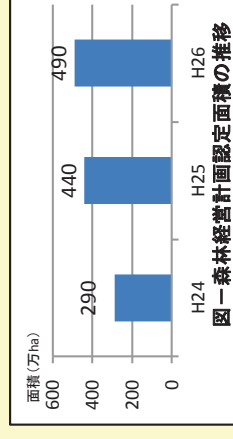
「森林施業の合理化に関する事項」に係る「協議」について

「森林施業の合理化に関する事項」は、伐採・造林・間伐といった森林施業を行う上で必要となる、森林の経営の受委託や森林施業の共同化等に関する方針を記載するもの。具体的には、不在村森林所有者等への施業委託の働きかけや林業従事者の育成、林業機械の導入といった事項を計画。

本事項については、

① 「協議」の状況をみると、平成23年の森林法改正により森林経営計画制度が創設された直後には、協議の際に本事項に関して国から修正等を求めることがあったが、その後は森林経営計画を主体とした森林施業の合理化の考え方が全ての地域森林計画に記載され、近年は、協議を通じて国が意見等を出すことがなくなったこと、

② 森林の経営の受委託や森林施業の共同化など施業集約化を進め、持続的な森林経営を確保する森林経営計画の作成が着実に進んでいること、を踏まえると、



本事項に係る「協議」を行わないこととしても、森林経営計画制度の仕組みを活用した、地域の実情を踏まえた森林施業の合理化の推進が図られることにより、全国森林計画の目標達成、ひいては森林の有する多面的機能の発揮に、特段の支障を生じることはないと考えているところ。

(見直しの方向) 森林施業の合理化に関する事項に係る「協議」を「届出」に変更する方向で対応。